

○国土交通省告示第百六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十七条の規定に基づき、自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

自動車の点検及び整備に関する手引の一部を改正する告示

自動車の点検及び整備に関する手引（平成十九年国土交通省告示第百三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後				改正前			
2 日常点検の実施の方法 (略) 日常点検の実施方法				2 日常点検の実施の方法 (略) 日常点検の実施方法			
点検箇所		点検項目	点検の実施の方法	点検箇所		点検項目	点検の実施の方法
(略)		(略)	(略)	(略)		(略)	(略)
運 転 席 で の	(略)	(略)	(略)	運 転 席 で の	(略)	(略)	(略)
	駐車ブレーキ・レ バー（パーキン グ・ブレーキ・レ バー）	引きしろ（踏みし ろ）	○ パーキング・ブレーキ・レバーをいっば いに引いた（踏んだ）とき、引きしろ（踏 みしろ）が多すぎたり、少なすぎたりしな いかを点検します。		駐車ブレーキ・レ バー（パーキン グ・ブレーキ・レ バー）	引きしろ（踏みし ろ）	○ パーキング・ブレーキ・レバーをいっば いに引いた（踏んだ）とき、引きしろ（踏 みしろ）が多すぎたり、少なすぎたりしな いかを点検します。

点 検			<ul style="list-style-type: none"> ○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。 ○ 電動式駐車ブレーキが装着されている自動車にあつては、スキャンツールによる車載式故障診断装置の診断の結果を読み取ること又は制動装置に係る識別表示が異常を示す点灯をしていないかを目視により確認することにより点検します。
	タイヤ	空気圧	<ul style="list-style-type: none"> ○ タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあつては、当該装置に係る空気圧表示を目視により確認することにより、空気圧値が規定値であるかを点検することができます。
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
車 の 周 り か ら の 点 検	(略)	(略)	(略)
	タイヤ	空気圧	<ul style="list-style-type: none"> ○ タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。 (扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検します。) なお、タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあつては、「運転席での点検」の欄に示された方法に代えることができます。
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注) 1 ~ 4 (略)

点 検			<ul style="list-style-type: none"> ○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式（空気式車輪制動型）にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、レバーが固定され、空気の排出音が聞こえるかを点検します。
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
車 の 周 り か ら の 点 検	(略)	(略)	(略)
	タイヤ	空気圧	<ul style="list-style-type: none"> ○ タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。 (扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検します。)
		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

注) 1 ~ 4 (略)

3 定期点検の実施の方法
(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点 検 時 期 (年又は月ごと)					点 検 の 実 施 方 法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車	
(略)	(略)	(略)					(略)
制動装置 ブレーキ	引きしろ(踏みしろ)	1年	6月	12月	3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチェットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検します。 ○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、かつ、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検します。 ○ 電動式駐車ブレーキが装着されている自動車にあつては、「その他」の「車載式故障診断装置の診断の結果」の欄に示された方法により点検します。
(略)	(略)	(略)					

3 定期点検の実施の方法
(略)

定期点検の実施方法

(1) 四輪自動車など

点検箇所	点検項目	点 検 時 期 (年又は月ごと)					点 検 の 実 施 方 法
		自家用乗用など	自家用貨物など	大型特殊	事業用など	被牽引自動車	
(略)	(略)	(略)					(略)
制動装置 ブレーキ	引きしろ(踏みしろ)	1年	6月	12月	3月	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチェットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検します。 ○ トラック、バスなどにおいて用いられるホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、かつ、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検します。
(略)	(略)	(略)					

	(略)	(略)	(略)					(略)
走行装置	ホイール	タイヤの状態	1年距離	12月距離	12月距離	3月距離	3月距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検します。必要がある場合にはスペア・タイヤについても点検します。 ・ タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石及びその他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、かつ、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検します。 ・ タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ（スリップ・サイン）の表示により点検するか、又はタイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検します。 ○ タイヤ空気圧監視装置が装着されている自動車にあっては、当該装置に係る空気圧表示の目視確認により、空気圧値が規定値であるかを点検することができます。
	(略)	(略)	(略)					(略)
(略)	(略)	(略)	(略)					(略)
動力伝達装置	(略)	(略)	(略)					(略)
	トランスミ	オイル漏れ、オイル量	1年距離	6月距離	6月距離	3月距離		<p>(オイル漏れの点検) <M/T車></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの

	(略)	(略)	(略)					(略)
走行装置	ホイール	タイヤの状態	1年距離	12月距離	12月距離	3月距離	3月距離	<ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検します。必要がある場合にはスペア・タイヤについても点検します。 ・ タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石及びその他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、かつ、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検します。 ・ タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ（スリップ・サイン）の表示により点検するか、又はタイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検します。
	(略)	(略)	(略)					(略)
(略)	(略)	(略)	(略)					(略)
動力伝達装置	(略)	(略)	(略)					(略)
	トランスミ	オイル漏れ、オイル量	1年距離	6月距離	6月距離	3月距離		<p>(オイル漏れの点検) <M/T車></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺（ケースの

ミッション・トランスファ

合わせ目) やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検します。

< A / T車 >

- リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目) やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検します。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検します。

(オイル量の点検)

< M / T車 >

- リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検します。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略できます。)

< A / T車 >

- 水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドル状態、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ(車両によっては、Nレンジ)に戻します。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検します。

(トランスミッションオイルのレベル・ゲージがない場合には、この点検は不要です。)

- レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検します。

(略)

(略)

(略)

ミッション・トランスファ

合わせ目) やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検します。

< A / T車 >

- リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目) やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検します。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検します。

(オイル量の点検)

< M / T車 >

- リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取り外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検します。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略できます。)

< A / T車 >

- 水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドル状態、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ(車両によっては、Nレンジ)に戻します。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検します。

- レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやがたがなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検します。

(略)

(略)

(略)

電気装置	点火装置	(略)	(略)				(略)
		点火時期	1年	6月	6月	3月	○ <u>ディストリビュータを有する自動車</u> にあつては、 <u>エンジン暖機後</u> 、規定のアイドリング回転数で、 <u>タイミング・ライト</u> などを用いて、 <u>点火時期</u> が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検します。
		ディストリビュータのキャップの状態	1年	12月	12月	12月	○ <u>ディストリビュータを有する自動車</u> にあつては、 <u>ディストリビュータのキャップ</u> を取り外し、目視などにより、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ キャップ及びロータの汚れがないか。 ・ ハイテンション・コードの差込部に緩み、さびなどがないか。 ・ キャップ内側各端子（セグメント）に焼損及びさびがないか。 ・ キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 ・ センタ・ピースに損傷及び摩耗がないか、かつ、スプリングにへたりなどがないか。
		(略)	(略)	(略)			(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)
ばい煙、悪臭の	燃料蒸発ガ	(略)	(略)	(略)			(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)
		チャコール・キャニスタの	2年	12月		12月	○ <u>チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側</u> のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検します。

電気装置	点火装置	(略)	(略)				(略)
		点火時期	1年	6月	6月	3月	○ <u>エンジン暖機後</u> 、規定のアイドリング回転数で、 <u>タイミング・ライト</u> などを用いて、 <u>点火時期</u> が適切であるかをクランク・プーリなどの合わせマークを見て点検します。
		ディストリビュータのキャップの状態	1年	12月	12月	12月	○ <u>ディストリビュータのキャップ</u> を取り外し、目視などにより、次の点検を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・ キャップ及びロータの汚れがないか。 ・ ハイテンション・コードの差込部に緩み、さびなどがないか。 ・ キャップ内側各端子（セグメント）に焼損及びさびがないか。 ・ キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 ・ センタ・ピースに損傷及び摩耗がないか、かつ、スプリングにへたりなどがないか。
		(略)	(略)	(略)			(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)
ばい煙、悪臭の	燃料蒸発ガ	(略)	(略)	(略)			(略)
		(略)	(略)	(略)			(略)
		チャコール・キャニスタの	2年	12月		12月	○ <u>チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側</u> のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検します。

あるガス、有害なガス等の発散防止装置	ス排出抑止装置	詰まり及び損傷					<ul style="list-style-type: none"> ○ パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、吸気側マニホールドからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検します。 ○ チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検します。 ○ ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。
	チェック・バルブの機能	2年	12月		12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検します。 (ただし、規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検します。) 	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

あるガス、有害なガス等の発散防止装置	ス排出抑止装置	詰まりと損傷					<ul style="list-style-type: none"> ○ パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、吸気側マニホールドからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検します。 ○ チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検します。
	チェック・バルブの機能	2年	12月		12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検します。 	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

附 則

この告示は、令和五年七月一日から施行する。